

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第42号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中

1億5000万円以上	1億5000万円未満
5000万円以上	5000万円未満

を

	1億円以上
	3000万円以上

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。